

委 託 契 約 書

令和8年 月 日

甲 長野県長野市箱清水1-4-4
長野県立美術館
館 長 笠 原 美 智 子

乙

長野県立美術館館長 笠原 美智子 を委託者（以下「甲」という。）とし、 を受託者（以下「乙」という。）として、委託契約を締結する。

（総則）

- 第1条 甲及び乙は、この契約書に基づき、仕様書に従い、この契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 この契約書に定める請求、通知及び解除は、書面により行わなければならない。

（委託業務）

第2条 委託する業務は、次のとおりとする。

- (1) 業務名 令和8年度～令和12年度 長野県立美術館 清掃業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書の通り
- (3) 業務期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

（開始届、業務実施結果報告等）

- 第3条 乙は、業務を開始したとき及び業務を終了したときは、開始及び実施結果を甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、前項に定めるもののほか、甲から請求のあったときは、業務の進行状況について甲に報告するものとする。
- 3 乙は、業務実施代理人を定めた場合は、その旨を甲に届け出なければならない。

（委託料）

第4条 委託料は 金 円とする。

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

ただし、各事業年度の内訳は次のとおりとする。

令和8年度	金	円		
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)	金	円)	
令和9年度	金	円		
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)	金	円)	
令和10年度	金	円		
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)	金	円)	
令和11年度	金	円		
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)	金	円)	
令和12年度	金	円		
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)	金	円)	

(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方消費税法第72条の77第3号及び第72条の83の規定により算出したもので委託料に110分の10を乗じて得た額である。なお、税率の変更の際は、都度変更契約書を交わすものとする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、金 円とし、その納付は免除する。

2 乙はこの契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として甲に納入しなければならない。

(調査等)

第6条 甲は、この委託業務の処理状況について随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、業務の実施について必要な指示をすることができる。

(成果の報告)

第7条 乙は、第2条の委託期間内に委託業務の成果に関する報告書等を甲に提出しなければならない。

(確認等)

第8条 甲は、乙からの成果に関する報告書等の提出を受けたときは、確認をしたうえ当該報告書等の引き渡しをうけるものとする。

(委託料の支払)

第9条 乙は、報告書等を甲に引き渡したときは、甲に対して委託料を請求するものとする

2 甲は、前項の適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。ただし、請求方法は次のとおりとする。

3 甲は、その責に帰すべき事由により、第2項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。

令和 年度、令和 年度は毎月 金 円とし、
3月分のみ 金 円とする。

令和 年度、令和 年度は毎月 金 円とする。

(損害の負担)

第 10 条 乙の債務不履行（履行遅滞、不完全履行（報告書を受領した後発見された物も含む）等）に基づき甲が受けた損害及びこの業務の実施に関し生じた事故等による一切の損害は、乙が負担するものとする。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第 11 条 乙は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(契約変更等)

第 12 条 乙は、甲の定める設計書又は仕様書に不適當な箇所があると認めるとき、又はこの契約締結後の情勢の変化により委託業務を遂行することが困難となったときは、その都度甲に申し出てその指示を受けるものとする。

2 甲は、乙が委託業務を開始した後において当該委託業務の変更をしようとするときは、変更事項を乙に通知するものとする。

3 前 2 項の場合において、著しい事情の変化があったときは、甲乙協議のうえ変更契約書又は覚書を作成するものとする。

(契約の解除)

第 13 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙の責に帰すべき理由により第 2 条 (3) の期間中に業務を継続する見込がないとみとめられるとき。

(2) 乙の業務が著しく不誠実と認められ、またこの契約を誠実に履行する意志がないと認められたとき。

(3) 第 10 条の規定による求めに応じなかったとき。

2 甲は、翌年度以降に、甲の歳出予算におけるこの契約の委託料について減額又は削除された場合には、委託期間内であってもこの契約を解除することができる。

3 乙は、前項の規定によりこの契約を解除された場合において、乙に損害が生じたときは、甲にその損害の賠償を請求することができる。

(疑義の解決方法等)

第 14 条 この契約の実施に関し、甲乙間に疑義のあるときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

2 その他この契約に定めのない事項については一般財団法人長野県文化振興事業団財務規程に定めるところによるものとする。

この契約の成立を証するため、契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。